



令和3年5月分 速報
最近の雇用情勢

担当 令和3年6月29日(火)
愛知労働局職業安定課
職業安定課長 諸井博之
地方労働市場情報官 土方健
業務補佐 手島政志
電話052-219-5578(内線3311)

有効求人倍率は2か月連続で上昇したが、引き続き注意する必要がある

○有効求人・求職の状況 (グラフP2)

有効求人倍率(季節調整値)	⇒	1.16倍	対前月 +0.04 ポイント	↗
有効求人数(季節調整値)	⇒	122,883人	対前月 +1.7%	↗
有効求職者数(季節調整値)	⇒	106,055人	対前月 -2.0%	↘

・有効求人倍率は2か月連続で上昇

○新規求人・求職の状況 (グラフP2)

新規求人倍率(季節調整値)	⇒	2.40倍	対前月 +0.31 ポイント	↗
新規求人数(季節調整値)	⇒	40,272人	対前月 -5.3%	↘
新規求職者数(季節調整値)	⇒	16,804人	対前月 -17.5%	↓

・新規求人倍率は2か月ぶりに上昇

○正社員の状況 (グラフP11)

正社員有効求人倍率(原数値)	⇒	0.92倍	対前年 同月 -0.04 ポイント	↘
----------------	---	--------------	----------------------	---

・正社員有効求人倍率は13か月連続で1倍を下回った。

○全国・東海の有効求人倍率(季節調整値) (グラフP3)

全国の有効求人倍率(季節調整値)	⇒	1.09倍	対前月 同水準	→
東海の有効求人倍率(季節調整値)	⇒	1.17倍	対前月 +0.05 ポイント	↗

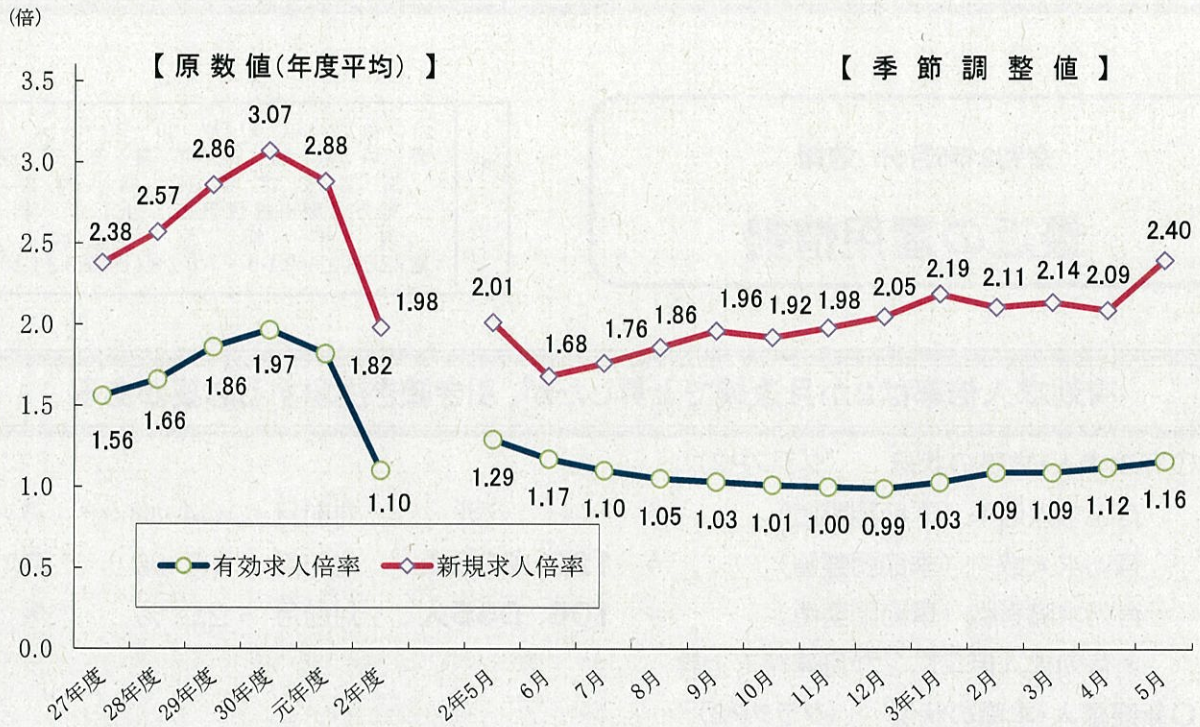
・東海の有効求人倍率は全国より0.08ポイント高くなっている。

目次

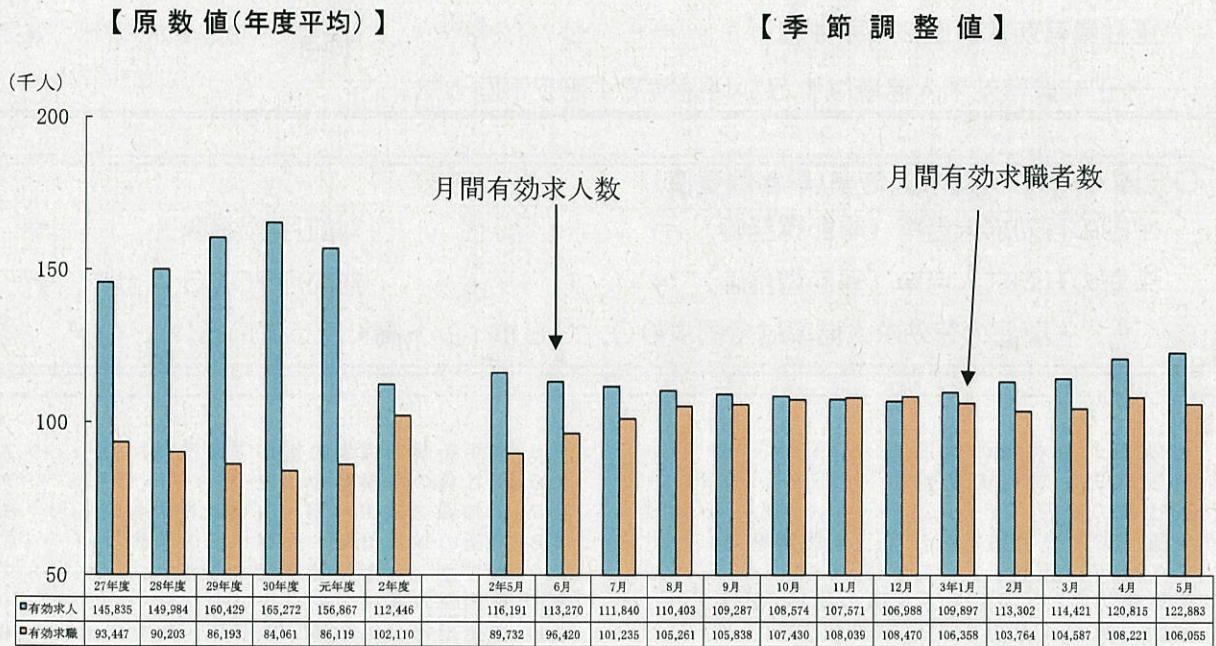
有効求人・求職の状況.....1
 新規求人・求職の状況.....1
 正社員の状況.....1
 全国・東海の有効求人倍率(季節調整値).....1
 求人倍率の推移(グラフ).....2
 月間有効求人・月間有効求職の推移(グラフ).....2
 全国・東海4県の求人倍率の状況.....3
 表1 職業紹介状況.....4
 表2 求人・求職の推移.....5
 表3 地域別の求人・求職状況.....5
 表4 新規求人の主要産業別状況.....6

表5 常用新規求職者の推移(態様別).....7
 表6 正社員の職業紹介状況.....7
 表7 愛知県の求人倍率・失業状況の推移.....8
 表8 全国の求人倍率・失業状況の推移.....8
 表9 職業別・年齢別職業紹介状況.....9
 表10 雇用保険適用・給付状況の推移.....10
 表11 主要指標(原数値)の前年・前々年比較.....10
 参考1 正社員求人の状況.....11
 参考2 求人・求職バランスシート.....11
 参考3 都道府県別有効求人倍率(季節調整値).....12

求人倍率の推移



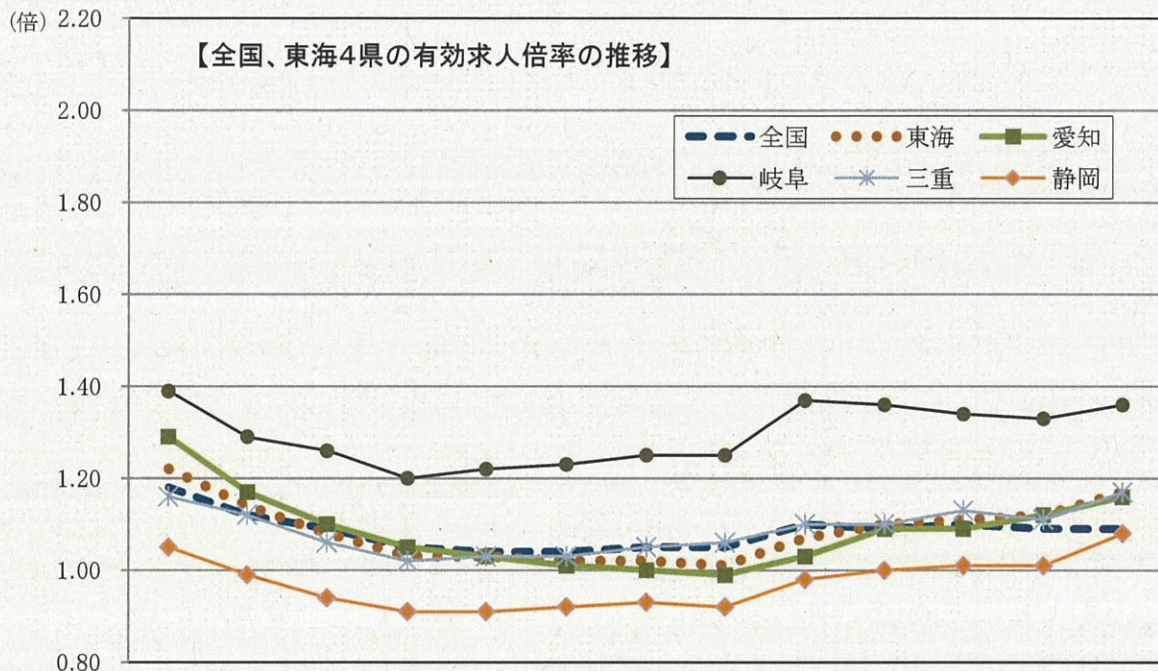
月間有効求人・月間有効求職の推移



(人)

全国、東海4県の求人倍率の状況 (P8-表7, 8)

- 全国の有効求人倍率(季節調整値) 1.09倍
・前月と同水準
- 東海の有効求人倍率(季節調整値) 1.17倍
・前月より0.05ポイント上昇
・全国の求人倍率より0.08ポイント高くなっている。
- 東海の新規求人倍率(季節調整値) 2.33倍
・前月より0.33ポイント上昇
・全国の求人倍率(2.09倍)より0.24ポイント高くなっている。



受理地別	2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月	4月	5月	
有効求人倍率	全国	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09
	東海	1.22	1.14	1.08	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.07	1.10	1.11	1.12	1.17
	愛知	1.29	1.17	1.10	1.05	1.03	1.01	1.00	0.99	1.03	1.09	1.09	1.12	1.16
	岐阜	1.39	1.29	1.26	1.20	1.22	1.23	1.25	1.25	1.37	1.36	1.34	1.33	1.36
	三重	1.16	1.12	1.06	1.02	1.03	1.03	1.05	1.06	1.10	1.10	1.13	1.11	1.17
	静岡	1.05	0.99	0.94	0.91	0.91	0.92	0.93	0.92	0.98	1.00	1.01	1.01	1.08
新規求人倍率	全国	1.91	1.71	1.70	1.83	1.97	1.84	2.04	2.11	2.03	1.88	1.99	1.82	2.09
	東海	1.90	1.65	1.72	1.83	1.97	1.93	2.00	2.07	2.12	1.99	2.09	2.00	2.33
	愛知	2.01	1.68	1.76	1.86	1.96	1.92	1.98	2.05	2.19	2.11	2.14	2.09	2.40
	岐阜	2.05	1.77	1.93	1.97	2.31	2.26	2.30	2.43	2.57	2.23	2.31	2.25	2.42
	三重	1.86	1.60	1.64	1.77	1.86	1.84	1.95	1.97	1.90	1.84	2.04	1.77	2.27
	静岡	1.67	1.56	1.56	1.72	1.84	1.81	1.87	1.95	1.86	1.73	1.88	1.82	2.18

<参考値> 就業地別有効求人倍率(東海・愛知県内を就業地とする求人数を用いて算出)

就業地別	2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月	4月	5月	
有効求人倍率	全国	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09
	東海	1.26	1.17	1.11	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06	1.11	1.13	1.12	1.12	1.17
	愛知	1.26	1.14	1.08	1.03	1.02	1.01	1.00	1.00	1.04	1.08	1.05	1.04	1.08
	岐阜	1.48	1.37	1.33	1.27	1.28	1.29	1.30	1.30	1.41	1.41	1.39	1.37	1.39
	三重	1.35	1.29	1.21	1.16	1.15	1.15	1.16	1.17	1.23	1.22	1.25	1.24	1.32
	静岡	1.12	1.06	1.01	0.98	0.97	0.98	1.00	1.00	1.05	1.05	1.07	1.08	1.15

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。令和2年12月以前の求人倍率(季節調整値)は新季節指数により改定されている。

表1 職業紹介状況

年月		令和3年5月	令和3年4月	令和2年5月	令和元年5月	対前年同月 増減率、差	対前月 増減率、差	対前々年同月 増減率、差
全	新規求職申込件数	17,283 件	26,806 件	19,050 件	19,572 件	▲ 9.3 %		▲ 11.7 %
	季節調整値	16,804	20,372	18,678	18,286		▲ 17.5 %	
	月間有効求職者数	109,131 人	110,786 人	92,842 人	89,252 人	17.5		22.3
	季節調整値	106,055	108,221	89,732	84,768		▲ 2.0	
	新規求人数	36,241	40,576	33,897	53,476	6.9		▲ 32.2
	季節調整値	40,272	42,546	37,542	57,773		▲ 5.3	
	月間有効求人数	115,363	118,181	109,611	160,320	5.2		▲ 28.0
	季節調整値	122,883	120,815	116,191	168,703		1.7	
	新規求人倍率	2.10 倍	1.51 倍	1.78 倍	2.73 倍	0.32 P		▲ 0.63 P
	季節調整値	2.40	2.09	2.01	3.16		0.31 P	
	有効求人倍率	1.06	1.07	1.18	1.80	▲ 0.12		▲ 0.74
	季節調整値	1.16	1.12	1.29	1.99		0.04	
	就職件数	4,214 件	4,931 件	2,968 件	5,054 件	42.0 %		▲ 16.6 %
	就職率	24.4 %	18.4 %	15.6 %	25.8 %	8.8 P		▲ 1.4 P
う ち 一 般	新規求職申込件数	10,474 件	15,277 件	12,668 件	11,943 件	▲ 17.3 %		▲ 12.3 %
	月間有効求職者数	64,616 人	65,984 人	58,021 人	53,467 人	11.4		20.9
	新規求人数	22,208	24,418	20,687	31,504	7.4		▲ 29.5
	月間有効求人数	70,746	72,122	66,054	95,398	7.1		▲ 25.8
	新規求人倍率	2.12 倍	1.60 倍	1.63 倍	2.64 倍	0.49 P		▲ 0.52 P
	有効求人倍率	1.09	1.09	1.14	1.78	▲ 0.05		▲ 0.69
	就職件数	2,083 件	2,382 件	1,569 件	2,730 件	32.8 %		▲ 23.7 %
う ち パ ー ト	新規求職申込件数	6,809 件	11,529 件	6,382 件	7,629 件	6.7 %		▲ 10.7 %
	月間有効求職者数	44,515 人	44,802 人	34,821 人	35,785 人	27.8		24.4
	新規求人数	14,033	16,158	13,210	21,972	6.2		▲ 36.1
	月間有効求人数	44,617	46,059	43,557	64,922	2.4		▲ 31.3
	新規求人倍率	2.06 倍	1.40 倍	2.07 倍	2.88 倍	▲ 0.01 P		▲ 0.82 P
	有効求人倍率	1.00	1.03	1.25	1.81	▲ 0.25		▲ 0.81
	就職件数	2,131 件	2,549 件	1,399 件	2,324 件	52.3 %		▲ 8.3 %

- (注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含む。
 2 各欄の数値は、記載のない限り原数値である。
 3 「一般」とは、パート以外の常用及び臨時・季節を合わせたものである。
 4 ▲印は、減少率(差)で、Pはポイントの略である。
 5 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。
 6 新規求職申込件数=新規求職者数であり、P4-表1以降については新規求職申込件数と表記する。
 7 就職率は、新規求職申込件数に対する就職件数の割合。

表2 求人・求職の推移

年月	新規求職申込件数		新規求人数		月間有効求職者数		月間有効求人数		新規求人倍率		有効求人倍率		就職件数	
	前年比 (前々年比)		前年比 (前々年比)		前年比 (前々年比)		前年比 (前々年比)		前年差 (前々年差)		前年差 (前々年差)		前年比 (前々年比)	
平成	件	%	人	%	人	%	人	%	倍	P	倍	P	件	%
28年度	20,483	▲ 5.3	52,607	2.1	90,203	▲ 3.5	149,984	2.8	2.57	0.19	1.66	0.10	5,884	▲ 4.3
29年度	19,452	▲ 5.0	55,721	5.9	86,193	▲ 4.4	160,429	7.0	2.86	0.29	1.86	0.20	5,647	▲ 4.0
30年度	18,484	▲ 5.0	56,681	1.7	84,061	▲ 2.5	165,272	3.0	3.07	0.21	1.97	0.11	5,141	▲ 9.0
令和元年度	18,325	▲ 0.9	52,768	▲ 6.9	86,119	2.4	156,867	▲ 5.1	2.88	▲ 0.19	1.82	▲ 0.15	4,697	▲ 8.6
2年度	19,566	6.8	38,652	▲ 26.8	102,110	18.6	112,446	▲ 28.3	1.98	▲ 0.90	1.10	▲ 0.72	4,141	▲ 11.8
2年5月	19,050	▲ 2.7	33,897	▲ 36.6	92,842	4.0	109,611	▲ 31.6	1.78	▲ 0.95	1.18	▲ 0.62	2,968	▲ 41.3
6月	23,669	38.7	41,334	▲ 28.0	99,974	14.1	107,701	▲ 32.7	1.75	▲ 1.61	1.08	▲ 0.75	3,914	▲ 19.6
7月	21,135	13.2	37,194	▲ 33.9	104,389	20.2	107,587	▲ 34.0	1.76	▲ 1.25	1.03	▲ 0.85	4,169	▲ 16.6
8月	18,025	7.3	33,897	▲ 34.9	106,584	24.7	106,441	▲ 33.9	1.88	▲ 1.22	1.00	▲ 0.88	3,680	▲ 12.3
9月	19,372	5.3	41,028	▲ 27.6	108,312	25.5	108,589	▲ 32.6	2.12	▲ 0.96	1.00	▲ 0.87	4,258	▲ 13.0
10月	20,812	11.4	40,225	▲ 30.5	110,698	26.7	111,958	▲ 31.2	1.93	▲ 1.17	1.01	▲ 0.85	4,622	▲ 8.9
11月	15,904	0.8	36,084	▲ 31.4	107,237	25.7	112,345	▲ 30.8	2.27	▲ 1.07	1.05	▲ 0.85	4,081	▲ 10.6
12月	13,964	▲ 1.2	39,799	▲ 22.3	101,126	25.1	111,856	▲ 29.4	2.85	▲ 0.77	1.11	▲ 0.85	3,965	▲ 2.8
3年1月	19,007	▲ 6.7	39,942	▲ 15.6	99,264	19.7	112,315	▲ 24.5	2.10	▲ 0.22	1.13	▲ 0.66	3,638	3.0
2月	19,517	8.0	39,655	▲ 14.1	99,696	16.2	115,908	▲ 18.1	2.03	▲ 0.53	1.16	▲ 0.49	4,561	2.4
3月	21,599	13.8	44,081	▲ 8.9	104,116	17.6	119,810	▲ 13.4	2.04	▲ 0.51	1.15	▲ 0.41	6,061	11.4
4月	26,806	17.9 (14.7)	40,576	10.6 (▲24.6)	110,786	21.6 (27.1)	118,181	▲ 5.6 (▲28.2)	1.51	▲ 0.10 (▲0.79)	1.07	▲ 0.30 (▲0.82)	4,931	30.6 (▲5.4)
5月	17,283	▲ 9.3 (▲11.7)	36,241	6.9 (▲32.2)	109,131	17.5 (22.3)	115,363	5.2 (▲28.0)	2.10	0.32 (▲0.63)	1.06	▲ 0.12 (▲0.74)	4,214	42.0 (▲16.6)

(注) 1 新規学卒を除き、パートタイムを含む原数値である。
2 年度欄は月平均の数値である。

表3 地域別の求人・求職状況

(令和3年5月)

地域	新規求職申込件数		新規求人数		月間有効求職者数		月間有効求人数		新規求人倍率		有効求人倍率		就職件数	
	前年比 (前々年比)		前年比 (前々年比)		前年比 (前々年比)		前年比 (前々年比)		前年差 (前々年差)		前年差 (前々年差)		前年比 (前々年比)	
計	件	%	人	%	人	%	人	%	倍	P	倍	P	件	%
計	17,283	▲ 9.3 (▲11.7)	36,241	6.9 (▲32.2)	109,131	17.5 (22.3)	115,363	5.2 (▲28.0)	2.10	0.32 (▲0.63)	1.06	▲ 0.12 (▲0.74)	4,214	42.0 (▲16.6)
名古屋	6,441	▲ 7.2 (▲14.0)	17,931	3.7 (▲32.9)	42,350	21.8 (20.1)	56,899	▲ 0.4 (▲28.4)	2.78	0.29 (▲0.79)	1.34	▲ 0.30 (▲0.92)	1,395	49.4 (▲12.4)
尾張	4,917	▲ 6.2 (▲9.4)	9,084	10.9 (▲29.0)	30,990	18.5 (22.9)	27,351	10.5 (▲27.4)	1.85	0.29 (▲0.51)	0.88	▲ 0.07 (▲0.61)	1,199	37.0 (▲21.4)
西三河	3,915	▲ 13.6 (▲8.9)	6,033	4.2 (▲36.1)	24,165	13.4 (27.3)	21,131	11.7 (▲28.3)	1.54	0.26 (▲0.66)	0.87	▲ 0.02 (▲0.68)	998	48.3 (▲11.1)
東三河	2,010	▲ 14.0 (▲14.8)	3,193	22.1 (▲29.3)	11,626	9.7 (18.6)	9,982	13.5 (▲26.7)	1.59	0.47 (▲0.33)	0.86	0.03 (▲0.53)	622	28.0 (▲23.5)

(注) 1 新規学卒を除き、パートタイムを含む原数値である。
2 地域の「名古屋」は名古屋中、名古屋南及び名古屋東の各公共職業安定所取扱数計である。
3 地域の「尾張」は一宮、半田、瀬戸、津島、犬山及び春日井の各公共職業安定所取扱数計である。
4 地域の「西三河」は岡崎、豊田、刈谷(碧南出張所含む)及び西尾の各公共職業安定所取扱数計である。
5 地域の「東三河」は豊橋、豊川(蒲郡出張所含む)及び新城の各公共職業安定所取扱数計である。

表4 新規求人の主要産業別状況

(令和3年5月)

産業	項目	全 数			一 般 (パートを除く)						パートタイム		
		人	%	前々年 同月比	人	%	%	うち常用 人	前 年 同月比	前々年 同月比	人	%	前々年 同月比
建設業		3,437	5.8	▲ 11.0	3,213	6.3	▲ 9.3	3,179	5.7	▲ 9.5	224	0.0	▲ 30.0
製造業		4,172	52.3	▲ 28.6	3,107	52.1	▲ 24.2	2,962	52.1	▲ 25.5	1,065	52.8	▲ 39.0
	食料品製造業	559	6.5	▲ 34.5	241	▲ 8.7	▲ 30.1	221	▲ 5.6	▲ 33.4	318	21.8	▲ 37.5
	繊維工業	121	15.2	▲ 28.4	66	6.5	▲ 27.5	66	13.8	▲ 27.5	55	27.9	▲ 29.5
	木材・木製品製造業	78	151.6	36.8	69	146.4	50.0	69	146.4	50.0	9	200.0	▲ 18.2
	印刷・同関連業	111	▲ 5.1	▲ 20.1	70	▲ 18.6	▲ 28.6	69	▲ 19.8	▲ 28.9	41	32.3	0.0
	プラスチック製品製造業	264	120.0	▲ 40.8	184	132.9	▲ 35.7	184	135.9	▲ 34.3	80	95.1	▲ 50.0
	窯業・土石製品製造業	172	65.4	▲ 34.1	142	49.5	▲ 27.2	141	51.6	▲ 26.2	30	233.3	▲ 54.5
	鉄鋼業	163	71.6	▲ 1.2	142	67.1	27.9	142	79.7	32.7	21	110.0	▲ 61.1
	金属製品製造業	506	87.4	▲ 7.7	421	83.0	1.4	396	76.0	▲ 2.0	85	112.5	▲ 36.1
	はん用機械器具製造業	414	49.5	▲ 10.6	371	44.4	▲ 10.0	357	44.5	▲ 12.1	43	115.0	▲ 15.7
	生産用機械器具製造業	244	41.9	▲ 26.9	195	32.7	▲ 34.1	193	34.0	▲ 34.4	49	96.0	28.9
	電気機械器具製造業	320	85.0	11.5	278	127.9	52.7	244	101.7	41.0	42	▲ 17.6	▲ 60.0
	情報通信機械器具製造業	5	▲ 37.5	▲ 80.8	5	▲ 16.7	▲ 75.0	5	▲ 16.7	▲ 70.6	0	▲ 100.0	▲ 100.0
	輸送用機械器具製造業	629	119.9	▲ 45.4	510	96.2	▲ 47.4	492	95.2	▲ 46.9	119	357.7	▲ 35.0
情報通信業		670	▲ 11.8	▲ 46.4	613	▲ 9.6	▲ 46.5	602	▲ 5.6	▲ 44.6	57	▲ 30.5	▲ 44.7
	情報サービス業	598	▲ 17.2	▲ 46.0	559	▲ 14.9	▲ 45.5	548	▲ 11.2	▲ 43.3	39	▲ 40.0	▲ 51.9
運輸業、郵便業		2,941	2.7	▲ 39.1	2,374	▲ 0.2	▲ 37.0	2,243	0.4	▲ 35.4	567	16.9	▲ 46.5
卸売業、小売業		4,342	▲ 2.8	▲ 41.0	2,519	▲ 5.2	▲ 29.2	2,478	▲ 5.2	▲ 27.3	1,823	0.7	▲ 52.0
金融業、保険業		586	218.5	86.0	490	333.6	137.9	489	409.4	158.7	96	35.2	▲ 11.9
不動産業、物品賃貸業		488	▲ 4.9	▲ 30.4	355	▲ 10.1	▲ 31.6	353	▲ 9.5	▲ 30.9	133	12.7	▲ 26.9
学術研究、専門・技術サービス業		1,169	10.8	▲ 25.7	858	24.5	▲ 22.4	830	25.8	▲ 23.1	311	▲ 15.0	▲ 33.5
宿泊業、飲食サービス業		2,374	▲ 11.6	▲ 56.6	731	▲ 17.6	▲ 73.7	727	▲ 17.9	▲ 73.7	1,643	▲ 8.7	▲ 38.9
生活関連サービス業、娯楽業		1,031	30.7	▲ 55.1	618	34.3	▲ 40.9	605	40.7	▲ 35.8	413	25.5	▲ 67.0
医療、福祉		9,714	0.8	▲ 21.7	4,375	▲ 5.7	▲ 23.2	4,319	▲ 6.0	▲ 23.0	5,339	6.8	▲ 20.4
	社会保険・社会福祉・介護事業	6,467	▲ 4.6	▲ 20.3	2,680	▲ 12.2	▲ 22.7	2,640	▲ 12.4	▲ 22.5	3,787	1.7	▲ 18.5
サービス業(他に分類されないもの)		3,762	7.6	▲ 26.2	2,410	15.6	▲ 20.1	2,218	17.0	▲ 21.5	1,352	▲ 4.2	▲ 35.0
	職業紹介・労働者派遣業	768	3.5	▲ 29.4	632	9.5	▲ 26.1	490	14.2	▲ 32.2	136	▲ 17.6	▲ 41.6
計		36,241	6.9	▲ 32.2	22,208	7.4	▲ 29.5	21,517	7.4	▲ 29.1	14,033	6.2	▲ 36.1
企業規模別	4人以下	1,471	▲ 3.2	▲ 24.6	885	▲ 8.2	▲ 28.5	880	▲ 8.0	▲ 28.3	586	5.4	▲ 17.7
	5~29人	8,512	18.6	▲ 20.5	5,708	16.1	▲ 17.1	5,628	15.9	▲ 17.0	2,804	23.9	▲ 26.6
	30~99人	7,469	4.4	▲ 31.9	4,792	6.6	▲ 26.3	4,712	9.2	▲ 26.2	2,677	0.8	▲ 40.0
	100~299人	7,499	9.6	▲ 22.4	4,625	1.4	▲ 24.9	4,509	0.9	▲ 24.4	2,874	25.9	▲ 18.2
	300~499人	2,333	20.7	▲ 41.9	1,707	32.9	▲ 31.7	1,652	33.2	▲ 31.1	626	▲ 3.5	▲ 58.7
	500~999人	2,414	▲ 4.3	▲ 41.8	1,507	2.5	▲ 36.1	1,442	2.2	▲ 36.2	907	▲ 13.9	▲ 49.4
	1,000人以上	6,543	▲ 3.0	▲ 45.6	2,984	▲ 0.4	▲ 49.1	2,694	▲ 3.0	▲ 49.6	3,559	▲ 5.1	▲ 42.2

(注) 1 主要産業であるため、全産業計とは一致しない。一般には臨時・季節を含む。各欄の数値は、原数値である。

2 平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく産業区分により整理したもの。

3 「情報通信業」には、通信業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業等が含まれる。

4 「サービス業(他に分類されないもの)」には、警備業などを含むその他の事業サービス業の他、廃棄物処理業、機械修理業、労働者派遣業等が含まれる。なお、内訳について、平成24年4月分から「その他の事業サービス業」を「職業紹介・労働者派遣業」に変更。

表5 常用新規求職者の推移

項目 年月	新規求職者計 (パート除く常用)		離職者		前職雇用者						在職者		無業者	
					定年到達者		事業主都合離職者		自己都合離職者					
	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)
平成	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
28年度	13,379	▲ 6.7	8,234	▲ 6.1	322	6.3	2,049	▲ 10.5	5,726	▲ 5.1	4,112	▲ 6.0	1,033	▲ 13.8
29年度	12,438	▲ 7.0	7,562	▲ 8.2	273	▲ 15.2	1,812	▲ 11.5	5,344	▲ 6.7	3,926	▲ 4.5	950	▲ 8.0
30年度	11,654	▲ 6.3	7,330	▲ 3.1	304	11.3	1,822	0.5	5,084	▲ 4.9	3,519	▲ 10.4	805	▲ 15.3
令和元年度	11,595	▲ 0.5	7,534	2.8	282	▲ 7.0	1,975	8.4	5,162	1.5	3,307	▲ 6.0	754	▲ 6.3
2年度	12,510	7.9	8,750	16.1	255	▲ 9.7	3,215	62.8	5,140	▲ 0.4	3,034	▲ 8.3	726	▲ 3.6
2年5月	12,626	5.9	9,633	21.2	260	▲ 24.0	3,849	92.9	5,415	▲ 1.6	2,398	▲ 25.3	595	▲ 21.8
6月	15,221	40.2	11,112	58.9	281	20.1	5,003	192.6	5,665	14.6	3,278	6.5	831	6.3
7月	14,046	15.9	10,399	31.5	247	▲ 11.5	4,824	133.9	5,201	▲ 4.1	2,850	▲ 16.6	797	▲ 0.1
8月	11,842	8.3	8,261	19.1	189	▲ 19.2	3,152	86.3	4,820	▲ 1.4	2,903	▲ 12.4	678	▲ 0.4
9月	12,086	5.5	8,431	11.8	213	▲ 12.0	3,025	68.2	5,066	▲ 6.2	2,924	▲ 7.9	731	▲ 1.5
10月	12,956	9.9	9,122	15.1	257	5.8	3,176	53.2	5,541	0.9	3,045	▲ 3.5	789	10.7
11月	10,284	1.7	7,009	6.4	192	▲ 7.2	2,390	39.8	4,312	▲ 5.8	2,686	▲ 5.3	589	▲ 13.6
12月	9,084	▲ 3.2	6,018	3.4	164	▲ 11.8	1,995	14.2	3,752	▲ 1.2	2,558	▲ 13.3	508	▲ 16.9
3年1月	11,997	▲ 6.5	7,905	▲ 3.4	246	▲ 14.9	2,362	8.8	5,114	▲ 8.6	3,425	▲ 11.7	667	▲ 12.9
2月	12,236	6.0	7,506	6.8	232	▲ 4.1	2,375	29.2	4,748	▲ 1.6	3,999	4.4	731	6.9
3月	13,268	5.9	8,278	6.4	235	▲ 7.5	2,429	13.6	5,432	3.6	3,934	3.8	1,056	9.3
4月	15,259	5.4 (11.6)	11,230	▲ 0.8 (15.0)	573	5.5 (▲ 9.9)	3,943	▲ 1.4 (42.9)	6,583	▲ 0.4 (5.2)	3,026	26.0 (▲ 0.8)	1,003	34.8 (16.6)
5月	10,458	▲ 17.2 (▲ 12.3)	7,145	▲ 25.8 (▲ 10.1)	198	▲ 23.8 (▲ 42.1)	2,116	▲ 45.0 (6.1)	4,703	▲ 13.1 (▲ 14.6)	2,597	8.3 (▲ 19.1)	716	20.3 (▲ 5.9)

(注) 1 新規学卒者、臨時・季節及びパートタイムを除く。また、離職者には離職事由不明者があり計が一致しない月がある。
2 年度欄は月平均の数値である。

表6 正社員の職業紹介状況

項目 年月	正社員有効求人数		常用フルタイム 有効求職者数		正社員 有効求人倍率		正社員新規求人数				正社員就職件数			
							前年比 (前々年比)		構成比	前年差 (前々年差)	前年比 (前々年比)		構成比	前年差 (前々年差)
	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年差 (前々年差)	前年差 (前々年差)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)
22年度	42,525		92,672		0.46		15,662		45.7		3,401		46.1	
28年度	69,412	6.8	57,814	▲ 5.4	1.20	0.14	24,193	5.7	46.0	1.6	2,794	▲ 4.7	47.5	▲ 0.2
29年度	75,182	8.3	53,915	▲ 6.7	1.39	0.19	25,950	7.3	46.6	0.6	2,660	▲ 4.8	47.1	▲ 0.4
30年度	79,084	5.2	51,429	▲ 4.6	1.54	0.15	27,022	4.1	47.7	1.1	2,367	▲ 11.0	46.1	▲ 1.0
令和元年度	76,163	▲ 3.7	52,302	1.7	1.46	▲ 0.08	25,440	▲ 5.9	48.2	0.5	2,099	▲ 11.3	44.7	▲ 1.4
2年度	57,723	▲ 24.2	63,590	21.6	0.91	▲ 0.55	19,581	▲ 23.0	50.7	2.5	1,692	▲ 19.4	40.9	▲ 3.8
2年5月	55,807	▲ 28.2	57,897	8.5	0.96	▲ 0.50	17,842	▲ 31.8	52.6	3.7	1,316	▲ 43.0	44.3	▲ 1.4
6月	55,464	▲ 28.2	62,364	19.5	0.89	▲ 0.59	20,617	▲ 23.1	49.9	3.2	1,565	▲ 27.0	40.0	▲ 4.0
7月	55,581	▲ 29.8	65,981	24.7	0.84	▲ 0.66	18,473	▲ 32.9	49.7	0.8	1,675	▲ 28.1	40.2	▲ 6.4
8月	55,148	▲ 29.6	67,639	28.8	0.82	▲ 0.67	17,742	▲ 30.4	52.3	3.3	1,560	▲ 19.8	42.4	▲ 3.9
9月	56,424	▲ 28.4	68,395	29.8	0.82	▲ 0.68	21,093	▲ 22.1	51.4	3.6	1,779	▲ 21.0	41.8	▲ 4.2
10月	57,502	▲ 27.7	69,076	30.0	0.83	▲ 0.67	19,476	▲ 30.6	48.4	▲ 0.1	1,923	▲ 17.2	41.6	▲ 4.2
11月	58,175	▲ 26.3	66,564	29.0	0.87	▲ 0.66	19,126	▲ 25.6	53.0	4.2	1,776	▲ 11.5	43.5	▲ 0.5
12月	57,592	▲ 24.2	62,659	27.1	0.92	▲ 0.62	20,279	▲ 14.4	51.0	4.7	1,696	▲ 6.0	42.8	▲ 1.4
3年1月	58,051	▲ 19.1	61,497	21.3	0.94	▲ 0.48	19,638	▲ 12.6	49.2	1.7	1,522	▲ 6.0	41.8	▲ 4.1
2月	58,965	▲ 14.6	61,389	17.1	0.96	▲ 0.36	20,177	▲ 14.1	50.9	0.0	1,721	▲ 11.7	37.7	▲ 6.0
3月	60,769	▲ 10.4	63,493	16.8	0.96	▲ 0.29	21,891	▲ 4.4	49.7	2.4	2,119	▲ 1.3	35.0	▲ 4.5
4月	60,649	▲ 4.0 (▲ 23.8)	65,894	17.4 (25.6)	0.92	▲ 0.21 (▲ 0.60)	20,362	9.4 (▲ 21.4)	50.2	▲ 0.5 (2.0)	1,970	18.9 (▲ 16.3)	40.0	▲ 3.9 (▲ 5.2)
5月	59,487	6.6 (▲ 23.5)	64,533	11.5 (20.9)	0.92	▲ 0.04 (▲ 0.54)	19,047	6.8 (▲ 27.1)	52.6	0.0 (3.7)	1,715	30.3 (▲ 25.7)	40.7	▲ 3.6 (▲ 5.0)

(注) 1 各欄の数値は、原数値である。
2 年度欄は月平均の数値である。
3 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム(一般)有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
4 「正社員」とは、一般求人のうち求人票の雇用形態欄に「正社員」と記載された常用求人である。
5 構成比は、それぞれ新規求人数全体に占める正社員求人割合及び就職件数全体に占める正社員就職割合である。

表7 愛知県の求人倍率・失業状況の推移

年月	求人倍率(季節調整値)				完全失業者 (原数値)		完全失業率 (原数値)	
	新規		有効		千人	前年同期比	%	前年同期差
	倍	P	倍	P				
平成28年	2.50	0.15	1.63	0.09	95	▲ 5.9	2.4	▲ 0.1
29年	2.80	0.30	1.82	0.19	97	2.1	2.4	0.0
30年	3.02	0.22	1.95	0.13	71	▲ 26.8	1.7	▲ 0.7
令和元年	3.05	0.03	1.93	▲ 0.02	79	11.3	1.9	0.2
2年	2.08	▲ 0.97	1.21	▲ 0.72	107	35.4	2.5	0.6
2年5月	2.01	▲ 0.17	1.29	▲ 0.14	97	21.3	2.3	0.4
6月	1.68	▲ 0.33	1.17	▲ 0.12				
7月	1.76	0.08	1.10	▲ 0.07	130	62.5	3.0	1.1
8月	1.86	0.10	1.05	▲ 0.05				
9月	1.96	0.10	1.03	▲ 0.02				
10月	1.92	▲ 0.04	1.01	▲ 0.02	125	40.4	2.9	0.8
11月	1.98	0.06	1.00	▲ 0.01				
12月	2.05	0.07	0.99	▲ 0.01				
3年1月	2.19	0.14	1.03	0.04	115	49.4	2.7	0.9
2月	2.11	▲ 0.08	1.09	0.06				
3月	2.14	0.03	1.09	0.00				
4月	2.09	▲ 0.05	1.12	0.03				
5月	2.40	0.31	1.16	0.04				

(注) 1 Pはポイントの略であり、▲印はマイナスを表す。
 2 年次は年平均(原数値)で差は前年差、月次は前月差である。
 3 愛知県の完全失業者及び失業率は四半期の平均値であり、増減率(差)は対前年同期増減率(差)である。
 4 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の各月の求人倍率(季節調整値)は新季節指数により改定されている。
 (完全失業者・完全失業率資料出所) 愛知県県民文化局統計課 労働力統計グループ「労働力調査地方集計結果」

表8 全国の求人倍率・失業状況の推移

年月	求人倍率(季節調整値)				完全失業者 (原数値)		完全失業率 (季節調整値)	
	新規		有効		万人	前年同月比	%	前月差
	倍	P	倍	P				
平成28年	2.04	0.24	1.36	0.16	208	▲ 6.3	3.1	▲ 0.3
29年	2.24	0.20	1.50	0.14	190	▲ 8.7	2.8	▲ 0.3
30年	2.39	0.15	1.61	0.11	166	▲ 12.6	2.4	▲ 0.4
令和元年	2.42	0.03	1.60	▲ 0.01	162	▲ 2.4	2.4	0.0
2年	1.95	▲ 0.47	1.18	▲ 0.42	191	17.9	2.8	0.4
2年5月	1.91	0.10	1.18	▲ 0.12	198	20.0	2.8	0.2
6月	1.71	▲ 0.20	1.12	▲ 0.06	195	20.4	2.8	0.0
7月	1.70	▲ 0.01	1.09	▲ 0.03	197	26.3	2.9	0.1
8月	1.83	0.13	1.05	▲ 0.04	206	31.2	3.0	0.1
9月	1.97	0.14	1.04	▲ 0.01	210	25.0	3.0	0.0
10月	1.84	▲ 0.13	1.04	0.00	215	31.1	3.1	0.1
11月	2.04	0.20	1.05	0.01	195	29.1	3.0	▲ 1.0
12月	2.11	0.07	1.05	0.00	194	33.8	3.0	0.0
3年1月	2.03	▲ 0.08	1.10	0.05	197	23.9	2.9	▲ 0.1
2月	1.88	▲ 0.15	1.09	▲ 0.01	194	22.0	2.9	0.0
3月	1.99	0.11	1.10	0.01	188	6.8	2.6	▲ 0.3
4月	1.82	▲ 0.17	1.09	▲ 0.01	209	10.6	2.8	0.2
5月	2.09	0.27	1.09	0.00				

(注) 1 Pはポイントの略であり、▲印はマイナスを表す。
 2 年次は年平均(原数値)で差は前年差、月次は前月差である。
 3 全国の完全失業者の増減率は対前年同月増減率である。
 4 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の各月の求人倍率及び完全失業率(季節調整値)は新季節指数により改定されている。
 (完全失業者・完全失業率資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

表9 職業別・年齢別職業紹介状況(パートタイムを含む常用)

(令和3年5月)

	新規求人数	月間有効求人数	新規求職申込件数	月間有効求職者数	紹介件数	就職件数	新規求人倍率	有効求人倍率
	(人)	(人)	(件)	(人)	(件)	(件)	(倍)	(倍)
管理的職業	133	394	55	359	68	7	2.42	1.10
専門的・技術的職業	7,411	23,295	2,104	12,931	2,010	473	3.52	1.80
開発技術者	320	1,115	101	774	139	10	3.17	1.44
製造技術者	203	630	194	1,291	90	11	1.05	0.49
建築・土木技術者等	943	2,967	73	486	113	28	12.92	6.10
情報処理・通信技術者	662	2,174	184	1,659	379	22	3.60	1.31
その他の技術者	45	134	15	83	29	4	3.00	1.61
医師、薬剤師等	130	341	25	187	16	3	5.20	1.82
保健師、助産師、看護師	1,676	5,024	408	2,042	280	118	4.11	2.46
医療技術者	667	1,915	107	595	42	26	6.23	3.22
その他の保健医療	212	858	96	544	65	29	2.21	1.58
社会福祉の専門的職業	1,821	5,346	384	1,934	475	168	4.74	2.76
美術家、デザイナー等	70	289	157	1,218	137	13	0.45	0.24
その他の専門的職業	662	2,502	360	2,118	245	41	1.84	1.18
事務的職業	2,911	8,674	3,992	25,572	6,148	880	0.73	0.34
一般事務員	2,099	5,845	3,454	22,131	4,442	649	0.61	0.26
会計事務員	224	772	214	1,255	627	86	1.05	0.62
生産関連事務員	207	796	95	571	324	57	2.18	1.39
営業・販売関連事務員	265	802	173	1,146	629	65	1.53	0.70
外勤事務員	4	29	1	7	12	-	4.00	4.14
運輸・郵便事務	81	323	21	137	67	11	3.86	2.36
事務用機器操作の職業	31	107	34	325	47	12	0.91	0.33
販売の職業	3,221	10,018	876	5,679	1,094	146	3.68	1.76
商品販売の職業	1,573	5,072	516	3,495	448	75	3.05	1.45
販売類似的職業	30	132	19	108	16	4	1.58	1.22
営業の職業	1,618	4,814	341	2,076	630	67	4.74	2.32
サービスの職業	7,739	24,583	1,431	8,353	1,691	521	5.41	2.94
家庭生活支援サービス	96	210	6	23	11	6	16.00	9.13
介護サービスの職業	3,553	10,290	455	2,609	497	176	7.81	3.94
保健医療サービス	356	1,085	90	471	218	64	3.96	2.30
生活衛生サービス	693	2,041	83	549	44	19	8.35	3.72
飲食物調理の職業	1,643	5,579	390	2,213	474	139	4.21	2.52
接客・給仕の職業	957	4,216	240	1,519	214	37	3.99	2.78
居住施設・ビルの管理	128	356	72	356	130	44	1.78	1.00
その他のサービス	313	806	95	613	103	36	3.29	1.31
保安の職業	1,101	3,651	134	613	274	90	8.22	5.96
農林漁業の職業	151	401	90	579	105	40	1.68	0.69
生産工程の職業	3,579	11,907	1,621	9,834	2,486	608	2.21	1.21
生産設備(金属)	100	233	21	130	46	14	4.76	1.79
生産設備(金属除く)	54	219	12	97	52	17	4.50	2.26
生産整備(機械)	18	78	13	121	22	1	1.38	0.64
金属材料製造等	901	2,984	284	1,446	674	159	3.17	2.06
製品製造・加工処理	971	2,792	245	1,684	789	194	3.96	1.66
機械組立の職業	432	1,525	652	3,929	246	60	0.66	0.39
機械整備・修理の職業	571	2,272	76	473	135	50	7.51	4.80
製品検査(金属)	71	316	55	299	87	24	1.29	1.06
製品検査(金属除く)	124	367	30	228	167	40	4.13	1.61
機械検査の職業	85	344	122	703	99	23	0.70	0.49
生産関連・生産類似	252	777	111	724	169	26	2.27	1.07
輸送・機械運転の職業	2,883	8,897	683	3,630	952	287	4.22	2.45
鉄道運転の職業	-	1	2	8	-	1	-	0.13
自動車運転の職業	2,479	7,650	487	2,475	754	235	5.09	3.09
船舶・航空機運転	1	6	1	13	-	-	1.00	0.46
その他の輸送の職業	164	495	130	776	99	29	1.26	0.64
定置・建設機械運転	239	745	63	358	99	22	3.79	2.08
建設・探掘の職業	1,939	6,181	187	919	238	78	10.37	6.73
建設躯体工事の職業	360	1,264	25	106	32	13	14.40	11.92
建設の職業	552	1,853	68	303	86	27	8.12	6.12
電気工事の職業	370	1,033	41	240	49	13	9.02	4.30
土木の職業	657	2,021	53	266	71	24	12.40	7.60
探掘の職業	-	10	-	4	-	1	-	2.50
運搬・清掃等の職業	2,626	8,136	2,191	16,542	2,197	597	1.20	0.49
運搬の職業	818	2,800	424	2,329	746	173	1.93	1.20
清掃の職業	1,052	2,918	307	1,977	692	221	3.43	1.48
包装の職業	102	295	23	148	129	32	4.43	1.99
その他の運搬等の職業	654	2,123	1,437	12,088	630	171	0.46	0.18
分類不能の職業	-	-	3,870	23,879	-	-	-	-
(IT関連計)	1,122	3,614	466	3,695	711	67	2.41	0.98
(福祉関連計)	6,891	20,113	1,069	5,799	1,163	419	6.45	3.47
(うち介護関連小計)	4,816	14,020	599	3,394	854	289	8.04	4.73
合計	33,694	106,137	17,234	108,890	17,263	3,727	1.96	0.97
年齢別								
19歳以下	514	1,332	210	1,066	162	46	2.45	1.25
20歳～24歳	3,714	10,468	1,516	8,367	1,487	291	2.45	1.25
25歳～29歳	4,738	14,598	1,935	11,683	1,821	341	2.45	1.25
30歳～34歳	4,096	12,668	1,685	10,232	1,521	316	2.43	1.24
35歳～39歳	3,864	11,430	1,637	9,523	1,502	360	2.36	1.20
40歳～44歳	3,565	10,697	1,660	9,785	1,925	427	2.15	1.09
45歳～49歳	3,412	10,801	1,772	11,214	2,133	464	1.93	0.96
50歳～54歳	2,918	10,427	1,526	10,924	2,053	421	1.91	0.95
55歳～59歳	2,535	9,188	1,327	9,637	1,801	334	1.91	0.95
60歳～64歳	1,790	7,177	1,369	11,245	1,390	354	1.31	0.64
65歳以上	2,548	7,351	2,597	15,214	1,468	373	0.98	0.48

(注) 1 各欄の数値は、原数値である。 2 平成24年4月分から平成23年6月改定の厚生労働省編職業分類に基づく表章。
 3 年齢別は、就職機会積み上げ方式(求人数を対象となる年齢階級の総有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げることにより、年齢別有効求人倍率を算出する方法。年齢別月間有効求職者数は、年齢別有効求人倍率に年齢別月間有効求職者数を乗じて算出する。)による。

表10 雇用保険適用・給付状況の推移

年月	適 用 状 況								給 付 状 況					
	月末事業所数		資格取得者数		資格喪失者数		月末被保険者数		受給資格決定件数		初回受給者数		受給者実人員	
	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	前年比 (前々年比)	
平成	件	%	人	%	人	%	人	%	件	%	人	%	人	%
28年度	113,925	2.1	44,389	5.5	38,224	0.8	2,765,476	2.7	6,062	▲ 6.0	4,980	▲ 9.0	20,680	▲ 9.9
29年度	116,512	2.3	45,229	1.9	39,900	4.4	2,830,795	2.4	5,732	▲ 5.4	4,704	▲ 5.5	19,513	▲ 5.6
30年度	118,080	1.3	46,079	1.9	41,925	5.1	2,879,566	1.7	5,800	1.2	4,694	▲ 0.2	19,735	1.1
令和元年度	119,469	1.2	44,693	▲ 3.0	41,351	▲ 1.4	2,918,686	1.4	6,014	3.6	4,856	3.5	20,258	2.6
2年度	122,110	2.2	39,406	▲ 11.8	39,030	▲ 5.6	2,925,589	0.2	7,341	22.1	6,359	31.0	27,338	35.0
2年5月	120,267	1.5	58,082	▲ 30.4	39,942	▲ 3.9	2,919,511	0.2	9,489	19.4	8,108	17.4	22,783	12.1
6月	120,509	1.5	56,930	7.2	37,546	1.5	2,938,373	0.1	10,039	80.9	7,465	49.8	26,327	30.3
7月	120,692	1.5	44,824	4.0	39,151	▲ 9.3	2,943,914	0.3	8,786	42.0	9,095	78.7	30,357	41.4
8月	120,909	1.7	28,628	▲ 20.3	31,935	▲ 14.5	2,940,957	0.2	7,294	34.8	7,920	42.6	32,625	51.6
9月	120,701	1.8	29,269	▲ 16.7	34,215	▲ 9.2	2,935,799	0.3	6,814	16.5	6,925	54.4	32,977	53.0
10月	120,823	1.9	35,692	▲ 17.0	40,813	▲ 7.3	2,930,209	0.1	7,489	17.1	6,054	16.0	31,236	46.0
11月	121,071	1.9	30,140	▲ 24.2	29,074	▲ 18.7	2,931,549	0.1	6,074	13.9	5,446	21.4	29,341	46.3
12月	121,228	1.9	31,307	▲ 3.7	28,604	▲ 3.4	2,934,096	0.1	4,788	7.6	4,800	12.3	26,970	35.8
3年1月	121,563	2.1	30,816	▲ 1.7	38,080	▲ 8.9	2,926,945	0.2	5,839	3.2	4,969	10.6	26,144	30.3
2月	121,903	2.2	32,332	▲ 8.1	31,135	▲ 10.4	2,927,557	0.2	5,903	10.0	5,643	19.0	25,013	29.1
3月	122,110	2.2	36,937	3.3	38,565	▲ 3.0	2,925,589	0.2	6,297	1.5	5,366	22.2	25,406	28.3
4月	122,374	2.0 (3.4)	70,545	21.8 (3.9)	73,998	▲ 6.7 (0.3)	2,922,007	0.7 (1.7)	8,965	▲ 3.4 (14.8)	5,806	28.5 (59.4)	24,201	28.2 (38.4)
5月	122,621	2.0 (3.5)	53,645	▲ 7.6 (▲ 35.7)	33,822	▲ 15.3 (▲ 18.6)	2,941,589	0.8 (0.9)	7,308	▲ 23.0 (▲ 8.0)	7,276	▲ 10.3 (5.3)	24,971	9.6 (22.9)

(注) 1 年度欄は月平均の数値であり、月末事業所数及び月末被保険者数は、年度末現在の数値である。

2 初回受給者数及び受給者実人員は基本手当基本分である。

3 令和2年1月以降は「受給資格決定件数」は速報値であり、修正があり得る。

表11 主要指標(原数値)の前年・前々年比較

		令和3年5月	前年比	前々年比	令和2年5月	令和元年5月
職業紹介関係	新規求職申込件数	17,283	▲ 9.3	▲ 11.7	19,050	19,572
	うち常用(パートを除く)	10,458	▲ 17.2	▲ 12.3	12,626	11,921
	事業主都合	2,116	▲ 45.0	6.1	3,849	1,995
	自己都合	4,703	▲ 13.1	▲ 14.6	5,415	5,504
	在職者	2,597	8.3	▲ 19.1	2,398	3,209
	無業者	716	20.3	▲ 5.9	595	761
	月間有効求職者数	109,131	17.5	22.3	92,842	89,252
	新規求人数	36,241	6.9	▲ 32.2	33,897	53,476
	月間有効求人数	115,363	5.2	▲ 28.0	109,611	160,320
	就職件数	4,214	42.0	▲ 16.6	2,968	5,054
雇用保険関係	資格取得者数	53,645	▲ 7.6	▲ 35.7	58,082	83,470
	資格喪失者数	33,822	▲ 15.3	▲ 18.6	39,942	41,548
	月末被保険者数	2,941,589	0.8	0.9	2,919,511	2,915,074
	受給者実人員	24,971	9.6	22.9	22,783	20,321

参考1 正社員求人状況

(P7-表6)

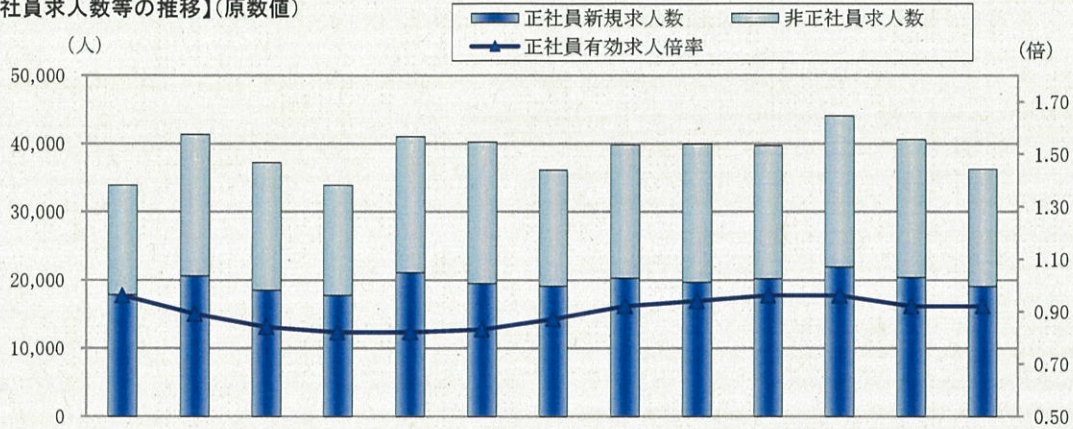
○「正社員新規求人数」 19,047人 前年同月17,842人 6.8%増

・2か月連続で前年同月比増 新規求人に占める正社員求人の割合は52.6%で前年同月と同水準。

・「正社員有効求人倍率」 0.92倍 前年同月0.96倍 0.04ポイント低下

・「非正社員新規求人数」 17,194人 前年同月16,055人 7.1%増 (2か月連続で前年同月比増)

【正社員求人等数の推移】(原数値)



	2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月	4月	5月
正社員新規求人数	17,842	20,617	18,473	17,742	21,093	19,476	19,126	20,279	19,638	20,177	21,891	20,362	19,047
正社員求人割合	52.6	49.9	49.7	52.3	51.4	48.4	53.0	51.0	49.2	50.9	49.7	50.2	52.6
正社員有効求人倍率	0.96	0.89	0.84	0.82	0.82	0.83	0.87	0.92	0.94	0.96	0.96	0.92	0.92
正社員求人への就職件数	1,316	1,565	1,675	1,560	1,779	1,923	1,776	1,696	1,522	1,721	2,119	1,970	1,715
正社員就職割合	44.3	40.0	40.2	42.4	41.8	41.6	43.5	42.8	41.8	37.7	35.0	40.0	40.7

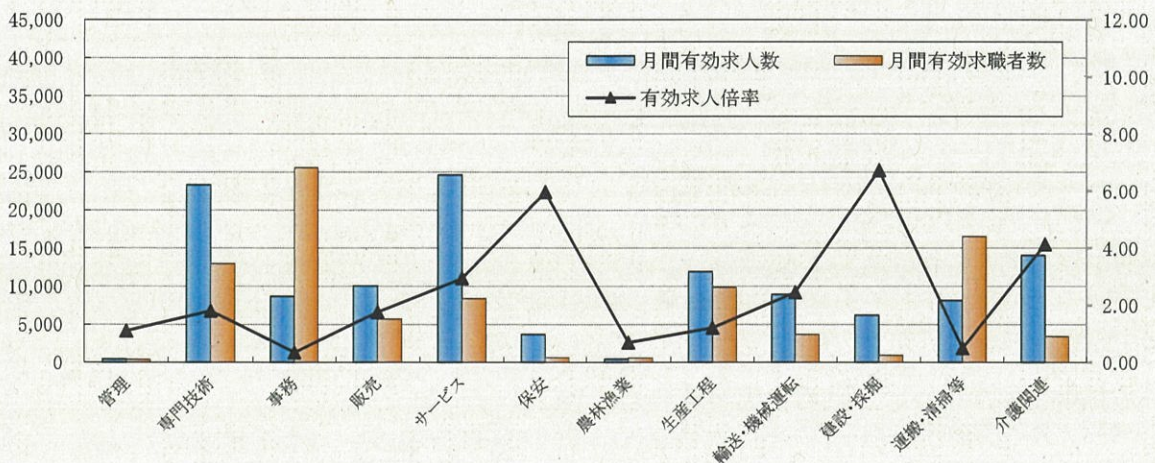
参考2 求人・求職バランスシート

(P9-表9)

令和3年5月

※ 新規学卒者、臨時・季節を除きパートタイムを含む常用。

【職業別 有効求人・求職】



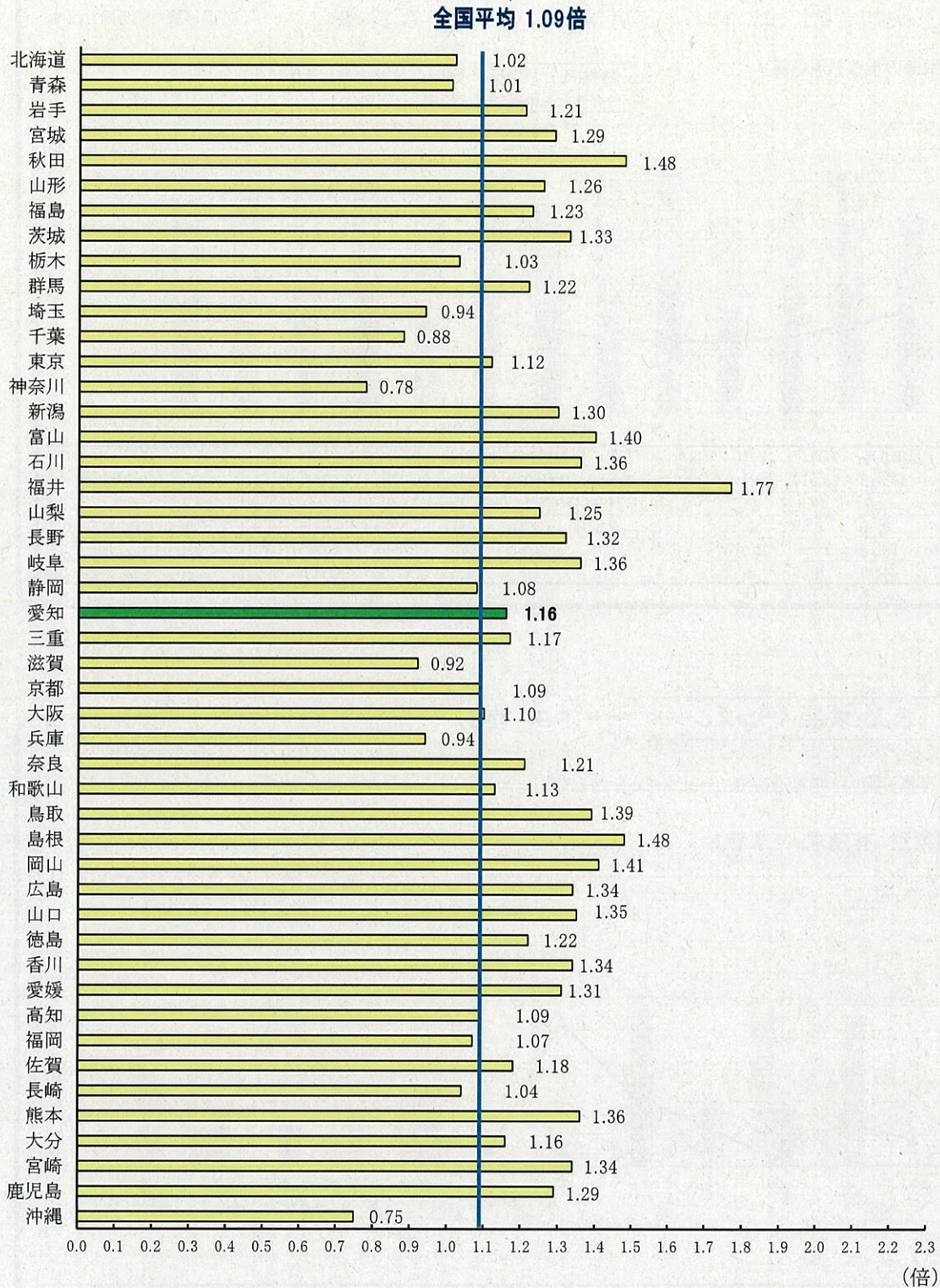
	職業計	管理	専門技術	事務	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃等	介護関連
月間有効求人数	106,137	394	23,295	8,674	10,018	24,583	3,651	401	11,907	8,897	6,181	8,136	14,020
月間有効求職者数	108,890	359	12,931	25,572	5,679	8,353	613	579	9,834	3,630	919	16,542	3,394
有効求人倍率	0.97	1.10	1.80	0.34	1.76	2.94	5.96	0.69	1.21	2.45	6.73	0.49	4.13

(注)「介護関連」は専門技術およびサービスの職業のうち、介護関連の職業を合計したものである。

参考3 都道府県別有効求人倍率（季節調整値）

※ 新規学卒者を除きパートタイムを含む

令和3年5月



(注) 季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改訂される。
 (資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

経済財政運営と改革の基本方針 2021

(令和3年6月18日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン**1. 経済の現状と課題****(当面の経済運営の課題)**

今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。雇用を確保しつつ成長分野への円滑な労働移動を促進するとともに、賃上げモメンタムを維持・拡大し、成長と雇用・所得拡大の好循環を目指したマクロ政策運営を行っていく。

同時に、感染症により厳しい影響を受けた女性や非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にあるの方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないように、目配りの効いた政策運営を行っていく。

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組**(1) 感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築**

(略)

ワクチンについて、感染症の発症を予防し、死亡者・重症者の発生をできる限り減らすため、医療従事者等への接種を進め、大規模接種も活用して、希望する高齢者への接種を本年7月末を念頭に完了させる。また、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す。引き続き、効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進めるとともに、新たな感染症に備え、国内のワクチン開発・生産体制の強化のため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を着実に推進する。そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

(略)

(2) 経済好循環の加速・拡大

日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事

業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す。世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。また、ワクチンの接種証明について、不当な差別につながらないこと等に留意しつつ、速やかに検討を進め、成案を得る。

事業者への支援については、感染拡大防止の局面では、引き続き、営業時間短縮要請等に応じる事業者に対する規模に応じた協力金のできる限り迅速な支給や当面今年末まで継続する政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等により事業継続を支える。また、特に深刻な影響を受けている事業者に対し、資本金性資金を通じた財務基盤の強化を着実に実行する。同時に、感染防止対策やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルへの転換を図る投資等の取組を重点的に支援するとともに、ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強力に後押しする。感染状況が落ち着いた地域では、感染防止対策を徹底した上で、まずは県内観光の割引事業等の支援により、感染症により甚大な影響を受けた需要の回復を図る。

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等によるグリーン・デジタル、介護・障害福祉等の成長分野や人手不足分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受け、生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期すとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。女性を中心とする自殺者の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援のほか、望まない孤独・孤立を抱える方々に対する民間団体等を通じた寄り添い型の支援を引き続き強力に後押しする。

引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

(1) 地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

(2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続きの電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組むつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績⁵²を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年4月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

(4) 観光・インバウンドの再生

観光関連産業は約900万人が従事し、地方を支えている。我が国の自然、気候、文化、食といった魅力は失われておらず、観光立国実現に官民一丸で取り組む。

G o T o トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて取扱いを判断することとし、宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。ワーケーションや休暇取得促進等により旅行需要平準化を図り、混雑を低減させる。

観光客が戻るまでの時間を活用し、観光業や観光地の再生のため、宿泊施設や飲食、土産物店等の施設改修や廃屋撤去、経営力底上げやDX推進等による収益性・生産性向上、金融機関等と連携した宿泊施設再生、地方自治体等の観光施設への民間活力導入等に取り組む。

地域内の縦割りを超えた観光業と異業種の連携によるコンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、スノーリゾート整備や国立公園の滞在環境上質化、古民家等の歴史的資源の面的活用、文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

多言語表記やバリアフリー、CIQ等の受入環境整備、観光地への交通の充実、上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。国内外の感染状況等を見極めながら、小規模分散型パッケージツアーの試行等により、安心・安全な旅行環境整備を目指す。

IR整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。

⁵² 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)において「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円とすることを旨とする」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%と引き上げられている。なお、2020年は、0.1%の引上げとなった。

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

(基本的考え方)

「経済あつての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。それに向け、ワイズスペンディングの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP/PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。

第4章 当面の経済財政運営と令和4年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す。

当面は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜く。さらに、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を強力に進めることにより、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげる。このため、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

2. 令和4年度予算編成に向けた考え方

- ① 前述のように、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る。
- ② 団塊の世代の75歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、第3章で定める目安に沿った予算編成を行う。
- ③ グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う。
- ④ 歳出全般について、徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく。

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ
(令和3年6月18日閣議決定)

<関係部分抜粋>

成長戦略実行計画

第10章 足腰の強い中小企業の構築

1. 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

今後もコロナ禍の影響を受ける中小企業の事業継続の支援に万全を期すとともに、積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断の見直しを図る。

2. 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やすため、民間支援機関との連携により海外展開するまでの伴走支援を強化する。

中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、中小企業がM&Aの支援を適切に活用できる環境を整備する。具体的には、①事業承継・引継ぎ支援センターの強化や、②簡易な企業価値評価ツールの整備、③M&A支援機関に係る登録制度や自主規制団体の設立など支援機関の適切な取組を促す仕組みの構築を図る。

ドイツのフラウンホーファー研究機構による強い中小企業群創出のモデルを参考に、既存の研究開発機関の機能強化の検討等を含め、意欲ある中小企業の支援態勢を検討する。

3. 大企業と中小企業との取引の適正化

(1) 下請取引の適正化

下請業者への取引価格のしわ寄せを防ぐため、監督体制を強化する。また、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、業界だけでなく、個別企業による取組強化についても、コーポレートガバナンスの改善の一環として促進する。

(2) 大企業と中小企業の連携促進

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、本年度中に2,000社の宣言を目指すとともに、宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく。

(3) 約束手形の利用の廃止

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

(4) 系列を超えた取引拡大

電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す。

4. 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、人口が特に減少している地域社会において地域を支える重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく。

5. 官民連携による経営支援の高度化

コロナ禍から立ち上がろうとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る。その一環として、身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める。

成長戦略フォローアップ

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

4. 「人」への投資の強化

(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

(略)

③賃金

- ・ 民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考に、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績³を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

(略)

(6) 労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

- ・ 雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主

³ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において「最低賃金については、年率 3%程度を目標として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。

- ・労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
- ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
- ・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
- ・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
- ・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

9. 足腰の強い中小企業の構築

(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

- ・事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継・引継ぎのワンストップ支援が2021年4月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者等との連携強化を行うとともに、2021年度及び2022年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。
- ・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&Aを含む事業承継について集中的な広報を実施する。
- ・2021年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。
- ・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要な費用の支援に加え、M&Aを追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企

業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長1年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスケジュール支援）を行う。

- ・ 中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を2021年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。
- ・ 経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

ii) 事業再構築への支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率3.0%増、IT導入補助金においては、労働生産性年率3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援を進める。
- ・ 日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
- ・ 地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本金劣後ローンの積極的な活用を含め資本金の供給を推進する。
- ・ 引き続き、DBJの特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへのLP出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
- ・ 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本金の供給等を進める。
- ・ 地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を2021年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中堅企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM (Regional Banking Summit)」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制を強化する。
- ・ 買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを

持続的に提供するため、2021 年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに 10 程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。

- ・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁において AI や ICT を活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
- ・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 中堅・中小企業の海外展開支援

(販路開拓支援・人材・金融面の支援)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
- ・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良や EC サイト上での PR 手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) の海外 EC サイトに設置する「ジャパンモール」への出展や EC 事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じて EC やオンライン商談などを活用する支援を強化する。
- ・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPAN ブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
- ・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境 EC 事業や SDGs 分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

(海外進出支援)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されていることから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。
- ・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険 (NEXI) が 2021 年 1 月に開始した特定国・特定セクターの海外商社 (バイヤー) 情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
- ・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について 2021 年度中に結論を出すとともに、最先端の ICT を備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上

- ・連携の在り方の見直しも含め、M&A 支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
- ・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
- ・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
- ・M&A を経営戦略の一部として捉え、M&A 後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A 後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を 2021 年度中に策定する。
- ・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。
- ・中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。
- ・2021 年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020 年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等への IoT 活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

(3) 大企業と中小企業との取引の適正化

i) 下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022 年度における下請検査官や下請取引 Gメンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
- ・改正下請振興法に基づく下請 Gメンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。

- ・改正下請振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

ii) 大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iii) 約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iv) 系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・GoTo 商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
- ・地域の持続的発展を促進するため、2021 年度に地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業により、中小事業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

(5) 官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021 年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022 年度以降、全国へ展開する。

(6) デジタル化を通じた生産性向上

- ・2021 年度中に AI の実装スキルを持つ人材 600 人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AI の実装スキルを持つ人材を介した企業の実証性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
- ・「AI 導入ガイドブック」(外観検査・需要予測版)の普及を図るとともに、2021 年度中に「AI 導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進

- するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。
- 地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。
 - 中小企業庁の全ての行政手続を 2023 年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。
 - 国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを 2022 年度までに構築する。

コロナ禍のもとでの非正規労働者等の解雇規制の徹底・労働行政の体制拡充と派遣法の抜本改正、全国一律最低賃金制の時間額1,500円以上での法制化を求める要請

貴職の、昨年来からのコロナ禍・パンデミック下における第二次緊急事態宣言が愛知においては、一応2月末で解除をされ、県独自の規制へ移行されているなかでの、労働行政での日頃のご尽力に心から敬意を表します。

菅義偉内閣のもとでのコロナ禍対策については、政府による補助や給付が必ずしも国民が納得できるほど十分でなく、「Go To トラベル」や経済優先のコロナ対策が結果的に第三波の感染拡大と長期化をもたらした、とする認識による低評価につながり、内閣の不支持率が支持率を上回っています。

そのような中で、労働界においても、コロナ後の新しい社会様式のもとでの労働行政への要求と課題が明らかになりつつあります。その前提としての現状認識は、自民党を中心とする連立内閣と財界がすすめてきた新自由主義の経済政策と一体となった労働分野の規制緩和によって著しい雇用構造の劣化がもたらされ、それとともに市場原理主義にもとづく労働者の非正規化や時間給化、さらには雇用によらない働き方などへの「改革」と転換へとゆだねるための労働行政の根本的な弱体化がもたらされてきたのではないかと、との評価があります。そうした構造的な経済基盤においての深刻な弛緩を克服して、労働者が働き続ける環境は普通に直接雇用・正社員とすることを軸に、強固で安定した社会体質そのものの強化のためになすべきことを、私たちは再構築しなければならないと考えます。

名古屋カトリック学園の幼稚園において1年契約4年上限などの不合理な非正規雇用の実態があり、その4年上限によって懲戒解雇無効の判決を勝ち取った労働者が判決直後に使用者から雇止めになって、その雇止め自体が報復人事であると裁判に訴えたのに、裁判所が4年上限での雇止めは有効とする司法判断を出すなど、労働現場の状況としては考えられないようなことが起こっています。

派遣や非正規雇用で働く人々は、労働行政に期待を強めており、職業的身分差別を撤廃させ、社会的な公平・公正と平等のための役割をはたされるよう求め、法制度上での修正が求められる立法要求についても、労働現場からの実状と多くの労働者の要望に立って変えていくべきであり、派遣法における派遣期間の3年抵触ルールは違反の使用者に直接雇用をさせ、非正規労働者の5年無期転換ルールについても労働者からの申し出によらずとも、黙示の労働契約として無期転換を実施させることで監督行政がしっかりと役割を果たしていただき、実質的に非正規雇用を抑制し格差・貧困の解決を図ることができるようになすべきだと考えます。特に派遣法違反の事実が確認された場合は、直接雇用と見なすことが行政の指導において徹底されることを求めます。

コロナ禍のもとでこそ、時給1,500円以上の全国全産業一律最低賃金制を法制化すべきです。格差・貧困という社会をむしばむ病をなくすためにも、最低賃金制度においては地域間の格差と生存権に抵触する低額の設定などを一刻も早く解消するため、前段に述べた派遣法の真に派遣労働者と非正規労働者の保護・雇用の安定のための抜本改正と規制強化を、そして最低時間給を1,500円以上とする全国一律最低賃金制の法制化を行政としても目標としてください。

これらの課題は、コロナ後の安定した社会をみすえ築き上げていくため、デジタル庁新設にばかり力をそそぐのではなく、労働行政として大幅な人員体制の拡充をおこない、課題と解決策への責任ある検証をすすめるために幅広い働く人々への実態調査にもとづいて改善点を摘出し早急に実現されるべきです。ぜひとも働く人々の雇用と所得を大きく改善する政策遂行のご努力をお願いいたします。労働現場での実態につき、具体的内容は、要請行動において述べさせていただきます。以上の認識から次の事項について、貴局ならびに厚生労働省に、ご要請いたします。

記

- 一、派遣労働の均等待遇・処遇改善と規制の徹底強化、派遣で働く労働者の雇用と所得の安定に資する保護法へのさらなる法改正と抵触期間越えは派遣法違反と認定してください。
 - ② 「臨時的・一時的業務」規定を堅持し、正社員代替を認めないこと。
 - ③ 派遣先企業に直接雇用と正社員化の登用制度制定を義務化し、一年以上にわたり反復継続雇用がされている労働者について直接雇用・正社員とするよう法改正すること。
 - ④ 本年3月末が、コロナ禍での雇止め8万人超から、さらに雇止め等が広がる、と言われていいます。コロナ禍による解雇、雇止めの正規・非正規、男女別・年齢別のデータについてくわしくお教え下さい。
- 二、有期雇用契約は正社員との均等待遇を原則とし、労働者本人が希望しない場合および合理的な理由がない場合は認めないこと。有期雇用の合計期間は一年以内とし契約の更新回数について3回に制限すること。
 - ② 1カ月などの短期の有期雇用制度は、原則廃止すること。
 - ③ 3年、あるいは4年上限制などの任期制は大学研究職以外は原則廃止すること。
- 三、全国全産業一律最低賃金制を時間額1,500円以上で早期に実現してください。
 - ② 最低賃金は労働者の生計費を基礎とすることを原則に、中小企業への積極的助成措置をあわせ講じることにより三要因のうち支払い能力を削除し、最低生計費調査を実施して愛知県地方最低賃金額を1500円を目標に引き上げること。
 - ③ 愛知県地方最低賃金審議会を抜本的に民主化すること。
 - ④ 愛知労働局は、毎年決定される時間額について、健康で文化的な最低限度の生活を営むに足る適正な額であることを、時間給で働く労働者の実態調査にもとづき最低賃金として適正である根拠を検証し裏付けられるのかどうかを具体的に回答してください。
 - ⑤ 愛知県地方最低賃金審議会は、審議をより民主化し専門委員会についても全面公開化をはかり、愛労連の青年と女性各1名の意見陳述を実現してください。
- 四、監督官など職員の大幅な増員を現在の人員の2倍程度までひきあげ、違法雇用の防止・一掃と、労働現場の実態の調査と把握をより広範におこなえるようにするとともに、派遣法違反を根絶するための体制整備を早急にはかり、派遣労働者保護が徹底できるようにつとめること。
また、コロナ後の愛知労働局全体の労働者保護の仕事の推進を計画的にはかること。

2021年4月21日

第95回栄総行動実行委員

実行委員長 前田 定孝

全労連・全国一般労働組合愛知地方本部

名古屋地
執行委員

JMITU 愛知地方本部 愛知支

委員長 平田 英

愛知地域労働組合 きずな

執行委員長 小野 真雅

愛知労働局長 殿
厚生労働大臣 殿

2021年6月16日

愛知労働局
局長 伊藤 正史 様

日本労働組合 県連合
会 会 本 龍

2021年度最低賃金行政に関する要請書

貴職におかれましては、労働基準行政推進のため、日頃からのご尽力に敬意を表します。賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。そうであるからこそ、不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は生活の安定に寄与する水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきです。その意味で、賃金のセーフティネットである最低賃金制度は極めて重要です。

2020年度の最低賃金審議においては、コロナ禍の情勢を踏まえ、厳しい経営環境にある中小・零細企業を考慮し、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との目安が示された結果、全国加重平均で1円、愛知においても1円の引き上げに留まる結果となりました。最低賃金近傍で働く労働者は解雇や勤務日数の減少により収入が激減するなど生活の困窮度は深刻さを増しており、現在の水準では最低賃金法第1条の目的を鑑みても十分であるとは到底言えません。

さらに、地域間格差も課題です。新型コロナウイルスによる事業の縮小等により特定の産業・業種では依然として厳しい雇用情勢が続いていますが、全体では改善傾向がみられ、再び人手不足感が高まりつつある中、「地域間格差の縮小を求める意見」を重視し、Aランクの中での額差を改善しなければ、首都圏への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

コロナ禍で低迷した日本経済を回復し再び成長軌道にのせるためには、雇用の安定とともに、落ち込んだ消費マインドを上昇させ、内需を拡大していくことが必要です。そのためには、最低賃金を引き上げ、最賃近傍で働く者の生活の安定を担保することが不可欠です。

以上の状況を踏まえ、愛知労働局におかれましても、愛知県の地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金につきまして、実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記



1. 地域別最低賃金について

(1) 金額改定にあたり

地域別最低賃金は、憲法第25条、労基法第1条、最賃法第1条を踏まえ、中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、県内における賃金実態、生活実態・生計費を重視し、絶対額での適正な水準確保をめざして地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。

(2) 10月1日発行に向けた審議日程の設定

早期の最低賃金引上げ発効は全労働者の利益である。愛知県最低賃金の円滑な審議の運営に努めるとともに、答申の日程設定においては10月1日発効をめざした審議日程を設定し、早期発効に最大限配慮すること。

2. 特定（産業別）最低賃金について

(1) 特定最低賃金の意義・目的の周知および意義・目的を踏まえた審議会運営

特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を超えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、地域別最低賃金を上回る水準で基幹的労働者の最低賃金を設定することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。このような特定（産業別）最低賃金の意義・目的を周知徹底するとともに、それぞれの産業を代表する労使の自主性と役割を尊重した審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

(2) 適用労働者数の適切な把握

特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握すること。

3. 最低賃金の引き上げの確実な実施に向けて

最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、県や市町、関係団体と連携をはかり、中小企業・小規模事業者を支援する相談体制の充実と、業務改善助成金の周知徹底を図ること。

4. 最低賃金の周知と監督行政の強化について

(1) 監督行政の強化

最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、地方自治体に対し指導を強化すること。

以上

2021年6月30日

愛知地方最低賃金審議会 会長 殿
愛知労働局 局長 伊藤正史 殿

愛知県労働組合総連合
議長 知崎広

愛知地方最低賃金審議会の開催にあたっての要請
とりわけ、非正規労働者の意見陳述を求めます。

本年度の愛知県最低賃金の改定を決める愛知地方最低賃金審議会の開催にあたり、愛労連は「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請署名」の第一次分として8000筆の署名を提出いたします。

以下、要請項目の主旨について説明します。

1 愛知県最低賃金を1,500円に引き上げること。

全労連が全国22府県3万4千人を対象にした最低生計費試算調査によれば若者（25歳単身者）が自立して人間らしい生活をするうえで必要な生計費は、どの都道府県でもほぼ変わらず月額で24万円前後、時間額にすると1,500円以上という結果になりました。愛知でも同様の結果が出ています。

コロナ禍でがんばっているエッセンシャルワーカーに最賃近傍（最低賃金×1.15未満）で働く労働者が多いことが明らかになっています。卸し・小売業で働く女性労働者の約35%が、宿泊業・飲食サービス業で働く女性労働者の約46%が最賃近傍で働いています。愛知の審議会でも最賃引き上げについて、是非、このことも踏まえた審議をお願いします。

2 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、中小企業に対する特別な財政措置を行うこと。あわせて政府にも要請すること。

中小企業団体からは、最低賃金を引き上げることへの不安の声があがっていることは承知しております。中小企業に対する特別な財政措置を行うよう、国に働きかけていただくよう要請します。

愛労連は、7月7日、県政記者クラブで「愛知県最低賃金引き上げの地域経済効果試算」を発表する記者会見を行います。国や県の統計にもとづき、愛知県最低賃金を1,500円に引き上げた場合の総賃金増加額から、①家計消費支出の増加額、②生産および付加価値誘発、就業者数および雇用者数の増加、③国と地方（愛知県地域）の税収増を推計し、中小企業への支援策にもなるという試算です。試算については、発表後に審議会委員のみなさまにもお渡します。



3 愛知地方最低賃金審議会の専門部会を公開すること。

『日本労働研究雑誌』（独立行政法人 労働政策研究・研修機構 2021年6月号）では、1998年から2003年まで鳥取地方最低賃金審議会委員を15年務め、最後の5年間、審議会会長をされた藤田安一氏（鳥取大学名誉教授）が次のように述べています。

「私には、最低賃金の適用を受ける低賃金労働者にとって、最低賃金が自分たちの知らない密室で、どのように決まったのかもわからず、結果だけ知らされ適用されている現状が、あまりにも不条理に思えた。『透明性や公平性が求められる行政は、もっと積極的に情報公開に努める必要があるのではないか』と憤りを覚えたのである。」

4 愛知地方最低賃金審議会（専門部会）で非正規労働者の意見陳述の場を設けること。

愛労連は、第48期愛知地方最低賃金労働者代表委員の候補者推薦にあたり、女性4人を含む5名を推薦（非正規労働者3人）し、3月24日記者会見で経歴も含め発表しました。しかし、任命されませんでした。また、5月、労働者代表委員1名の辞任の申し出に伴う補欠委員の公示に対して1名（女性・非正規労働者）を推薦しましたが、任命されませんでした。

審議会の場合での意見陳述について、私たちは愛知労働局局長と審議会会長あてに昨年も1万筆を超える署名や要請文を提出してきましたが実現しておりません。

最低賃金法施行規則第11条には「最低賃金審議会は前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち相当と認める者をその会議（専門部会の会議を含む。）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする」と記載されています。全国28府県では、意見陳述が行われています。

最低賃金の改定で直接影響を受けるのは時間給で働く非正規労働者です。非正規労働者から直接意見を聞く機会を作ってください。

前述した藤田安一氏は次のように述べています。

「これまでは意見陳述と言っても労働組合から紙に書かれた意見書が専門部会に提出された程度であった。そこで、いっそのこと、この意見陳述を紙ではなく、実際に専門部会に出席してもらって、直接その席で意見を述べてもらうことにした。こうした方式の『参考人意見陳述を』を2008年からスタートさせた。労働者側も使用者側も平等に15分から20分程度で意見を述べ、その後で委員全員と質疑応答ができるようにした」

「審議会の活性化に貢献し、その場にいた多くの委員から『直接、話が聞けてよかった。紙に書かれた意見よりも、はるかに説得力があり印象に残ると』の感想が述べられた」。

愛知地方最低賃金審議会会長におかれましても、「意見陳述」の実現に向けてご尽力をいただくようお願いします。

以 上

2021年6月30日

**生活改善、地域経済の好循環のために、
愛知県最低賃金を1,500円とし、**

中小企業支援を求める要請

(個人署名)

総数 8,000 筆

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F
事務局団体 愛労連

愛知県労働組合総連合・愛知春闘共闘委員会

BC 2000 1000

2000年10月1日

1000年10月1日

1000年10月1日

(空欄)

1000年10月1日

1000年10月1日

1000年10月1日

生活改善、地域経済の好循環のために、 愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請

愛知地方最低賃金審議会 会長 殿
愛知労働局 局長 殿

2021年 月 日

■ 要 請 主 旨 ■

- 1 愛知県の最低賃金は2020年10月から927円になりました。わずか1円の引き上げです。全労連が全国2万人余りを対象にした最低生計費試算調査によると、若者が自立して人間らしい生活をする上で必要な生計費は月額で23万円前後、時間額にすると1,500円以上必要という結果になりました。愛知県でも名古屋市や豊橋市で同様の結果が出ています。23万円から税金（所得税・住民税）・保険料（年金・健康保険・雇用保険）などを差し引き、さらに家賃を考えると必要な額です。
- 2 最低賃金の引き上げには、政府による中小企業支援策の抜本的強化が欠かせません。地域経済を支える主役の中小企業・小規模事業者には人件費の引き上げを保障する特別な財政措置を同時に行うことが必要です。あわせて単価の不当な切り下げなど大企業の下請けいじめを正し、コストが適正に反映される仕組みの整備を求めます。フランス、韓国、アメリカでは最賃引き上げのための中小企業支援策が大規模に行われていますが、日本は極めて貧弱です。
- 3 愛知県の最低賃金審議会は、全国28府県で実施されている意見陳述の場を設けていません。最低賃金法や施行規則では、「意見書によるほか、会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする」とあります。時間給で働いている非正規労働者からの生活実態を審議会で直接聞いて最賃額を審議することを求めます。あわせて、専門部会を公開するよう求めます。

以上、2021年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力を要請します。

■ 要 請 項 目 ■

- 1 愛知県最低賃金を1,500円に引き上げること。
- 2 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、中小企業に対する特別な財政措置を行うこと。あわせて政府にも要請すること。
- 3 愛知地方最低賃金審議会の専門部会を公開すること。
- 4 愛知地方最低賃金審議会（専門部会）で非正規労働者の意見陳述の場を設けること。

氏 名	住 所

※この署名用紙は、目的以外に個人情報を利用されることは一切ありません。

ぜいたく
ではない

「ふつうの生活」が成り立つには

最賃1500円
(月約23万)が必要!

1人暮らしで「ふつうの生活」のためには、毎月最低どれだけの給料が必要でしょうか?

例えば「自宅にアイロンは必要か不要か?」が議論になりました。

なくても生活はできる、確かにそうかもしれません。

でも、「ワイシャツにアイロンをかけることは最低限の身だしなみ」=「アイロンは普通の生活に欠かせない」という考えのもと試算しました。

月額で計算すると、1,500円×150時間=225,000円です。使える額は、税金や社会保険料約2割を差し引くと18万円前後。ここから家賃、たまには友人と飲食、外食、家庭用品や服などの購入、年に1度の旅行などの出費を考えれば、月約23万円程度は必要額と言えるのではないのでしょうか。



最賃生活体験者の声

愛労連は2020年2月、最賃生活体験(926円×8時間×22日=162,976円、税金・社会保険料と家賃48,000円を引き約84,000円で生活)にチャレンジしました。114人が家計簿を完成、1人暮らしの体験者の感想は・・・



④ 交際費を抑えて食費もほぼ自炊したにもかかわらず、オーバーしてしまった。いかに最賃生活が困難か、ということを実感した1ヵ月間となった。

⑤ 友人からケチと言われる。かつかつじゃ生きている心地がしない。将来の貯金ができるよう賃金を考えてほしい。

⑥ 予定外の出費がありオーバー。かなりの節約をしないと家計が成り立たない。1,500円あればゆとりできるかも。

⑦ 休みは実家に行き、化粧品は試供品、基本自炊で1円でも安く買うために、スーパーで安売り日を調査。暇があるごはんのことを考える。



中小企業
支援

最低賃金引き上げには
中小企業への
手厚い支援が必要!

アメリカやフランスでは、大規模な中小企業支援をおこなって最低賃金を引き上げています。韓国では、30人未満の中小企業(約300万人)に対し、過去5年間の平均引き上げ率7.4%を上回る人件費を直接支援しています。日本でも、政治が力を発揮して、中小企業支援策を拡充すれば、安心して最低賃金を引き上げて、雇用を守ることができます。

最賃引き上げのための中小企業支援



意見陳述

全国では28府県で実施も
愛知では「なし」

愛知県の最低賃金を審議するのは、「愛知地方最低賃金審議会」です。この審議会において、既に全国28府県で実施されている意見陳述が愛知では行われていません。また、実質の審議は「専門部会」で行われますが非公開です。全国では一部も含め11府県で公開されています。有料で情報公開請求をしないと審議内容が分かりません。

愛労連は、最低賃金が直接影響する非正規労働者の意見陳述と専門部会の公開を求めています。

写

愛労発基 0701 第 1 号
令和 3 年 7 月 1 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵 子 殿

愛知労働局長 伊 藤 正 史

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和 55 年愛知労働基準局最低賃金公示第 6 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

写

愛労発基0701第2号の1
令和3年7月1日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 殿

愛知労働局長 伊藤 正史

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条の2の規定に基づき、下記7件の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 愛知県染色整理業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第2号)
- 2 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 3 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 4 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号)
- 5 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 6 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)
- 7 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)

写

愛労発基0701第2号の2
令和3年7月1日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 殿

愛知労働局長 伊藤 正史

愛知県百貨店・総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条の2の規定に基づき、標記最低賃金の決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

